

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年1月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：パレスチナ 担当：産業開発・公共政策部
案件名：ジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト

1 契約予定期間：2014年3月下旬～2017年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における産業団地/工業団地運営、或いはそれに類する調査業務経験を有し、同分野の専任技術者等を配置できること。

3 参加資格のない社等

特に無し。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年1月29日から2014年1月31日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年1月29日から2014年2月3日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年2月21日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 3月上旬
- (5) 契約交渉 : 3月中旬

5 業務の目的

パレスチナ自治区は1994年の自治政府の設立以前より、イスラエルの占領下にあり、経済インフラの未整備や国境管理等の影響でパレスチナ市場を取り巻く環境（特に物流）に大きな制約がかかっており、健全な経済発展が阻害され、イスラエル市場に過度に依存した通商構造が維持されてきた（2011年のパレスチナからの輸入の83%、輸出の80%が対イスラエル市場である）。近年、パレスチナの経済成長率は比較的高い水準で推移してきたが、その成長は政府部門及び非製造業分野に偏っており、健全な経済発展に不可欠な民間製造業分野の成長はこれらの制約要因から著しく停滞している（製造業のGDP比は1994年の13%から2010年には10%に減少している）。また製造業の未発展と、パレスチナの世界的に高い人口増加率（2005～2011年の平均は2.8%である）を背景に、労働人口に見合った適切な雇用が生み出されず、失業率は若年層を中心に大変高い水準にある（2010年の失業率は23.7%、15～29歳の若者の失業率は約35%である）。

このように、イスラエルの占領下という特有な経済構造を持った小規模の市場であるパレスチナ経済の発展には、輸入代替による付加価値製品の開発と海外市場の開拓が必須であり、そのための新技術の導入・技術革新、人材育成、各種制度・インフラ整備、物流システムの構築を図る必要がある。これらは、パレスチナ民間開発分野を支援するドナーの共通の援助方針にもなっている。一方、現在パレスチナには産業振興のための具体的な政策や制度、貿易・投資促進及び製造業発展のためのインフラ基盤が不足しており、近年になってパレスチナの経済発展のためには工業団地による特定地区に対象を定め、インフラや企業活動に関連する諸制度を整備するアプローチが有効であることが認識されてきている。

以上を背景として、パレスチナ政府は我が国に対して、パレスチナにおける工業団地（特にJericho Agro Industrial Park[JAIP]）の開発・運営を担うパレスチナ工業団地・フリーゾーン庁（Palestinian Industrial Estates and Free Zones Authority：PIEFZA）及び国民経済庁（Ministry of National Economy：MONE）の能力開発を目的とした技術協力プロジェクトを要請した。これを受けJICAは2010年9月より3年間に渡り「ジェリコ農産加工団地のためのPIEFZA/国民経済庁機能強化」プロジェクトを実施し、PIEFZAの能力強化を進めた結果、JAIP開発を担う開発業者の選定、開発第一期のインフラ整備の進展や、入居企業誘致のための奨励施策や入居後のサービスを取り纏めたインセンティブパッケージの具体化が進んできた。2013年3月をもって上記プロジェクトは終了したが、今後PIEFZAではJAIPへの実際の企業の入居を睨み、JAIP開発・運営に関するより具体的な実務能力の強化が必要とされており、このための技術協力として本プロジェクトが要請、採択され、実施協議を2013年6月に実施した結果、同年12月に討議議事録（以下、R/D）に署名が行われた。

本事業は、PIEFZAを対象に、入居企業に対するインセンティブサービス提供機能およびJAIPの運営管理機能の能力強化を図り、もってJAIPにおける経済活動の拡大に寄与するものである。また、本件は日本がパレスチナ向け協力として掲げている「平和と繁栄の回廊」構想の協力の中の中核事業として位置付けられている。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域：ジェリコ市
- (2) 相手国対象機関：パレスチナ工業団地・フリーゾーン庁（Palestinian Industrial Estates and Free Zones Authority：PIEFZA）
- (3) 業務内容：

ア PIEFZAによるワンストップショップサービス (OSS, One Stop Shop service) の提供機能およびロジスティックサービス促進機能強化

(ア)PIEFZAにおけるOSS・ロジスティック担当部門設置を支援する。

(イ)OSSの提供・ロジスティックサービスの促進に係る機関との調整、サービス提供・支援の仕組み(内容と手順)の準備

・確立を支援する。

(ウ)四者協議 ユニットによる、JAIPのためのヒト・モノの移動に関わるロジスティックサービス提供の実現化の推移をモニタリ

ングし、必要な情報の提供や具体的なサービス提供の方法に関する提案を行う。

(イ)PIEFZAの法改正のプロセスをモニタリングし、関係機関に必要な情報提供を行う。

(オ)PIEFZAのJAIP入居企業に対するOSSの内容更新や見直しに対する提案を行う。

四者協議とは、我が国政府が提唱する「平和と繁栄の回廊」構想の実現に向けて実施されている、日本、パレスチナ、イス

ラエル、ヨルダンによる調整会合。

イ PIEFZAによる、ビジネス開発サービス (BDS, Business Development Services) 提供機能の強化

(ア)PIEFZAにおけるBDS担当部門の設置を支援する。

(イ)BDS提供のための関係機関との連携体制、及びサービス提供の仕組み(内容・手順)の準備・確立を支援する。

(ウ)BDSの適切な提供計画策定を支援する。

(イ)BDSを他機関と連携し提供する(B to Bのマッチング支援サービス、本邦・第三国と協力した技術支援を含む)。

ウ PIEFZAによる、JAIP入居企業に対する資金サービスの促進機能強化

(ア)PIEFZAが、PRIDE スキームを促進するための仕組み(審査プロセス及び審査体制)を確立する。

(イ)JAIP入居企業に対して、PRIDEスキームを活用した資金支援を実現化し活性化することを支援する。

(ウ)JAIP企業が活用可能な他の資金スキームに関する情報提供と獲得支援を行う。

PRIDEとは、Partnership for Regional Investment, Development and Employmentの略称、地域の投資・開発・雇用拡大の

ために民間企業の設備投資資金を支援するプログラムであり、日本政府がEUと協力、連携して、JAIP入居企業を対象に実

施するもの。

エ PIEFZAのJAIP運営管理機能の強化

(ア)PIEFZAにおけるJAIP運営管理のための担当部門の設置を支援する。

(イ)JAIP運営管理のためのPIEFZAの業務要領、及びディベロッパーの管理要領を、PIEFZAと共に作成する。

(ウ)コンセッション契約及びPIEFZAによって承認されたディベロッパーの事業計画に基づいて、PIEFZAと共に、ディベロッパ

ーの業務遂行状況を監督する。

(イ)JAIP運営のためのディベロッパーとの定例会議を、PIEFZAと共に実施する。

(オ)PIEFZAと共に、事業計画を更新し、計画に基づいてPIEFZA職員の能力開発を行う。

(カ)PIEFZAと共に、JAIPのマーケティング/プロモーションの計画を立案し、実践を支援する。

(キ)PIEFZAと共に、JAIP運営のための財務分析を実施し、適正なJAIP入居企業の賃料水準の検討を支援する。

(ク)PIEFZAによる、JAIP運営に係る周辺事業の進捗管理と必要な調整を、支援する。

7 成果品等

(1)業務実施計画書(2014年3月)

(2)プロジェクト事業進捗報告書I(2015年3月)

(3)プロジェクト事業進捗報告書II(2015年9月)

(4)プロジェクト事業進捗報告書III(2016年3月)

(5)プロジェクト事業進捗報告書IV(2016年9月)

(6)プロジェクト事業完了報告書(2017年3月)

(7)農産加工団地経営・運営管理計画書(PIEFZA職員の人材育成計画含む)(2016年12月)

(8)BDSサービス/ロジスティックサービス/資金支援サービス提供計画書(2016年12月)

(9)マーケティング/プロモーション計画書(2016年12月)

8 主要な分野及び評価対象予定者

(1)総括/工業団地設立(評価対象予定者)

(2)工業団地経営(評価対象予定者)

(3)企業向け資金サービス

(4)工業団地財務分析

(5)工業団地マーケティング/プロモーション

(6)BDSサービス

(7)業務調整/人材育成

(上記において、工業団地としているが、具体的に農産加工団地であることに留意。)

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定
- ・ 2013年6月に詳細計画策定調査を実施済み。
- ・ 現地の治安状況が不安定であることから、コンサルタントは戦争保険あるいはこれに相当する保険を付保することができます。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。